

人と動物が共生していくために

9月20日～26日は動物愛護週間

動物の飼い主は、動物の種類や習性などに応じて健康や安全に気を付け、動物が人に害を加えたり、迷惑をかけたりしないように気を配る必要があります。人も動物も快適に暮らせるように、今一度ルールやマナーについて考えてみましょう。

■問い合わせ先

○役場環境課

☎963-1732 (直)



犬

を飼うとき

新宮町では、1,700頭を超える犬が登録されており、飼い主と一緒に散歩する姿が多く見られます。小型犬から大型犬、犬が苦手な人から大好きな人まで、それぞれが快適に暮らせるように、マナーを守って飼いましょう。

(1) 町に登録をしましょう

犬の飼い主は、町への登録が法律で義務付けられています。新しく飼い始めた人やまだ登録をしていない人は、役場環境課窓口で登録の手続きを行ってください。

(2) 狂犬病予防注射を受けましょう

毎年1回狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。かかりつけの動物病院などで予防注射を受けるようにしましょう。

(3) 散歩のマナーを確認しましょう

フンやおしっこの不始末に関する苦情は後を絶ちません。特に、おしっこを始末しない人が多く見受けられます。水で流しましょう。

散歩の際は、必ずフンやおしっこを片付ける道具を持っていきましょう。トイレットペーパー・ごみ袋・水・ペットシートなどを入れたエチケットバッグを持っていけば、フンやおしっこをしても安心です。

また、フンを駅や公園のトイレなどに流すことは絶対にやめてください。自宅に持ち帰って処分しましょう。



(4) 放し飼いはやめましょう

犬が苦手な人からすると、どんなにしつけられた犬でも怖いものです。放し飼いをすると、怖かったり不快に感じたりする人もいます。

また、咬傷(こうしょう)や不慮の事故を防ぐためにも、必ずリードをつけて散歩しましょう。





猫

を飼うとき

猫は町内でも多く飼育されており、近年の猫ブームにより多くの人が猫に関心を持っています。その一方で、飼い主のいない猫は依然増えており、「敷地内でフンやおしっこをされ、汚れや悪臭で困っている」「野良猫に餌をやっている人がいるので集まってくる」「近くで野良猫が出産して、子猫がたくさんいるのでどうにかして欲しい」など、町には猫に関するたくさんの苦情が寄せられています。

これ以上不幸な猫を増やさないようにするために、また、人間と猫が上手く共生するために私たちに何ができるか考えていきましょう。

(1) 室内で飼いましょう

外で猫を飼うとフンやおしっこなどで近隣に迷惑をかける場合があります。また、交通事故や感染症など猫にとっての危険も多くあり、昨年、町内でも多くの猫が交通事故などで亡くなっています。

上下に移動ができる遊具を置くなど環境を整えることで、広い生活空間がなくても猫にストレスを与えることなく室内飼いができます。

(2) 首輪をつけましょう

連絡先や住所などを表示した迷子札を首輪につけ、身元表示をしてください。迷い猫にしないよう責任を持って飼いましょう。



(3) 不妊・去勢手術をしましょう

生まれてくる猫を責任を持って飼えないのであれば、不妊・去勢手術をして繁殖を防ぎましょう。不妊・去勢手術をすることで病気のリスクが軽減したり、発情期特有の行動(大きな鳴き声や所定の場所以外での排尿)がなくなったりするなどの効果があります。

飼い主のいない猫のこと

◆地域猫活動

飼い主のいない猫が引き起こすフンや鳴き声などの問題を解決するため、地域住民が主体となって取り組む、不妊・去勢手術やルールを決めて行う餌やり、トイレの管理をする活動のことです。

飼い主のいない猫の数を増やさず、一代限りで生を全うさせ、地域から数年かけて飼い主のいない猫をなくすことを目的としています。

町では、地域猫活動における不妊・去勢手術費用の補助を行っています。補助を受けるための要件など、詳しくは問い合わせください。

◆猫に餌を与えている人へ

地域の協力が得られない場合も、地域猫活動にならって、次のことを守り、近隣住民とのトラブルが発生しないよう次のことを心がけましょう。

- 近所の人々の理解を得ましょう
- 不妊・去勢手術をしましょう
- 餌の食べ残しはすぐに片づけましょう
- 餌場のすぐ近くにトイレを置いてあげましょう
- 周辺環境の美化に努めましょう